

Quick × オークション利用規約（JAA・HAA 会場）

《第1章 総則》

第1条 定義

Quick × オークションは、JAA・HAA 会員及び Quick×Quick 会員（以下「会員」といいます）である落札店が、JAA、HAA 会場のオークション車輛、オークションセリ前車輛、流れワンプラ車輛及びワンチャンスストックコーナー車輛を、クイック・ネットワーク株式会社（以下「当社」といいます）を介してリクエスト（入札）・落札・落札予約・価格商談を行い、車輛を取引することができるサービスをいいます。

第2条 原則

1. 本規約及びこれに付随する諸規定・所契約を遵守すること。
2. 落札しようとする出品車輛の内容を十分把握した上で『Quick × オークション』を使用すること。
3. 落札車輛代金、自動車税、手数料等を規定通りに支払うこと。
4. 車輛の移転登録等を規定通りに完了すること。
5. 落札車輛に対してのクレームが発生した場合は、建設的且つ円満に解決し、処理が難航した場合は当社の裁定に従うこと。
6. 各会場の落札については業務提携先の規約に準ずること。※JAA オークション規約・HAA 参加規約参照

第3条 オークションリクエスト登録・ワンチャンス落札・ワンチャンスストック落札予約申込

1. 落札申込は、出品車輛の詳細画面に表示されているリクエスト価格登録・落札・落札予約ボタンを押下し行うものとします。
2. オークションリクエスト登録は、各会場が定める時間内であれば変更・取り消し可能ですが、ワンチャンス落札・ワンチャンスストック落札予約申込の取り消しはできないものとします。

第4条 売買の成立

1. 価格交渉あり（ワンチャンスストックコーナー・オークション当日商談）の場合は、落札予約申込みボタンを押す前に、指定 FAX 用紙にて申込み頂き、落札店が提示した落札希望価格を出品店が承諾した時点で、売買が成立するものとします。
2. 価格交渉なしの場合、落札（ワンチャンスコーナー）申込時に売買が成立します。落札予約（ワンチャンスストックコーナー）は、出品店により在庫があり販売可能である時点で、売買が成立するものとします。
3. オークションリクエスト登録の場合、諸条件設定価格がセリにより最も高値を付けた場合のみ、売買が成立するものとします。
4. 売買が成立した日を成約日といいます。

《第2章 落札規定》

第1条 落札店義務

落札店は次のことを義務として有するものとします。

1. 落札しようとする出品車について、掲載内容を十分に確認すること。但し、WEB上に掲載された文字情報と出品票の車輛情報が異なる場合は、出品票を基準とします。文字情報とは、WEB上で表示される「車名」「型式」「年式」「排気量」「車検」「走行km」「外装色」「シフト」「AC」「装備」「評価」「訂正内容」「特記事項」項目の文字データのことをいいます。ただし、ワンチャンスストックコーナーは、画像及び文字情報を優先するものとします。

2. 落札後は、クレーム申告期限内に落札車両とお買上票との相違がないことを再度確認すること。
3. 落札車両のクレームについては、その解決に建設的に協力し、当社の裁定に従うこと。クレームに係わる車両であっても車両代金は規程通り支払うこと。
4. 落札車両の譲渡書類は到着後速やかにその内容を確認すること。
5. 落札車両の名義変更は書類規程によるものとします。
6. 落札車両の元の名義人に対し、迷惑のかかる行為を行わないこと。
7. 落札店は、落札車両の第三者への転売後に発生したクレームに対し、自己の責任においてその解決に当たらなければならない。
8. 落札店が、出品店及び当社にクレーム等に関する何らかの請求権を有する場合、その権利を第三者に譲渡してはならない。

第2条 車両所有権の移転

1. 落札車両の所有権は、落札店が落札車両代金を支払った事を当社が確認した時点で出品店から落札店に移転するものとします。
2. 落札店が落札車両代金を当社に支払う以前に、当社が出品店に対して車両代金を支払った場合、当該車両の所有権は担保として代金決済まで当社に留保されます。

第3条 落札車両の輸送

1. 会員が Quick × オークションで落札した車両の輸送は、全て当社にて手配することとし、輸送代金は落札店が負担することとします。尚、JAA・HAA会員はその限りではなく、各会場への車両引き取り、輸送手配を可能とします。但し、ワンチャンストックコーナーは、ワンチャンストック規約に基づき、会員区分に関係なく、オークシヨントランスポートによる自動輸送となります。
2. 当社手配の輸送代金は、当社より発行される計算書の内容により、当社と会員との間での決済するものとします。
3. クイック会員が落札した車両のクレームなどにより発生した輸送については、その都度当社にて手配します。この場合の輸送代金の負担は、全て本規約に準じます。
4. クイック・ネットワークが特に認めた場合を除き、代金決済前の車両引取りはできません。

第4条 落札店都合による契約の解除

1. 契約解除期限、解除金は、各会場、各コーナー毎に異なります。詳しくは各会場のオークシヨン規約をご参照ください。

第5条 出品店都合による契約の解除

1. 契約解除期限、解除金は、各会場、各コーナー毎に異なります。詳しくは各会場のオークシヨン規約をご参照ください。

第6条 禁止行為

落札車両の元の名義人に対し、いかなる場合でも迷惑のかかる行為を行うことを禁止します。また、以下の迷惑行為が発覚した場合、ペナルティとして5万円、さらに通達を行ったにも関わらず、解決の努力を怠った場合は、ペナルティとしてさらに10万円を出品店に対し支払うものとします。

1. 交通違反
2. 車両放置

3. 元の名義人への直接連絡
4. 元の名義人が容易に判るような状態での転売行為

第7条 非課税車の消費税返還

落札車輛が福祉車輛等による消費税非課税車であった場合、消費税の返還は計算書発行日より2週間以内に申告された場合に限り行うものとします。

第8条 リサイクル預託金の取扱い

リサイクル預託金の誤請求においては場合、各会場に書類到着後2週間以内に申告された場合に限り処理を行います。

《第3章 代金決済／譲渡書類》

第1条 成約車輛の代金決済

1. JAA・HAA 会員の成約車輛代金等は、成約当日の計算書に計上します。クイック会員の成約車輛代金等は、成約日の翌営業日に計算書に計上します。
2. 車輛成約後、譲渡書類一式が各会場に到着次第、成約代金を支払います。

第2条 落札車輛の代金決済

1. Quick × オークションで落札した車輛の車輛代金等は、計算書発行日を含め4日以内（搬出期限日）の15時まで（最終日が金融機関休業日である場合は、前営業日）に、当社指定の金融機関口座へ振り込むものとし、当社における着金確認を持って決済とします。
2. 落札店は、落札車輛に対するクレームが存在する場合でも、その解決には係わりなく期間内に車輛代金等を支払うものとします。
3. 手形・小切手での支払いは一切認められません。
4. 振込手数料は支払側の負担とします。
5. クレジットカード決済時は、当社指定のフォームより決済処理を行うものとし、決済手数料の2.5%を落札店が負担するものとします。

第3条 支払遅延

会員が、当社に対して負担する債務の支払いを怠った時は、日歩8銭の割合による遅延損害金を当社は会員に請求できるものとします。

第4条 代金相殺

成約車輛と落札車輛との代金相殺はいたしません。但し、当社・各会場に債務が残っている場合、当社の判断により相殺できるものとします。

第5条 書類の完備

1. 譲渡書類は、全国いずれの陸運支局または検査登録事務所でも登録可能な書類とし、かつすべて差し替え可能なものとします。
2. 出品車輛について複数回にわたり権利移転に伴う名義変更の登録が省略されている場合、名義変更のために相続関係書類が必要な場合など、地域によって取扱いが異なるものについては、出品店が自らの名義に登録した上で譲渡書類を提出しなければなりません。

3. 出品店は登録識別情報が通知されている車輛の場合、落札店が登録時に情報提供できるよう登録識別情報を提出するものとします。提出がない場合は、既に情報提供されているものとみなします。
4. 譲渡書類の有効期限は、各会場の規約の定めるところによります。(成約した各会場の開催日の翌月末日)
5. 出品車輛情報に登録番号が明示されたものは名義変更扱いとして処理します。但し、車輛検査の有効期限満了日が名義変更期限以内のものについては、車輛検査の継続のために必要な書類を完備するものとします。
6. 譲渡書類等の授受及び連絡等については、すべてオークション会場（JAA、HAA）を介して行うものとします。

第6条 書類不備

1. 第5条に該当しないものは不備書類とします。但し、第5条4項の条件に満たない場合でも、出品店が落札店に対し早期名義変更依頼料として2万円を支払うことにて落札店の承諾を得た場合はこの限りではありません。
2. 中間省略登録（ダブル移転）、破産会社や死亡相続書類等、地域によって扱いが異なるものは受付致しません。この場合は、自社名義に名義変更後に出品するものとします。但し、落札店が承諾した場合はこの限りではありません。

第7条 譲渡書類の引渡し

落札車輛の譲渡書類は、当社及びオークション会場（JAA、HAA）に対する債務完済後、落札店へ発送します。

第8条 書類確認義務

1. 落札店は、受領書類を確認する義務を負い、不備があった場合には、書類発送日を含む7日以内にオークション会場（JAA、HAA）に対しその旨を申告しなければなりません。
2. 落札店は、特殊用途にかかる譲渡書類に関して不備があった場合には、書類発送日を含む7日以内にオークション会場（JAA、HAA）へその旨を申告しなければならないものとし、この場合、出品店は当該地域における必要書類を提出しなければなりません。
3. 落札店が受領した譲渡書類に不備があり差し替えが必要な場合、出品店は、差し替え書類が当社に到着した日を含む7日以内に追完しなければなりません。但し、差し替えが必要でない場合、オークション会場（JAA、HAA）からの依頼日を起算日として7日以内に不備を解消するものとし、遅延した場合はペナルティの対象とします。

第9条 差替え及び再発行手数料

落札店における譲渡書類の紛失、失効及び書き損じ等による差替えについては、次の手数料をもって出品店に依頼するものとします。但し、旧所有者が記入すべき欄の書き損じについては手数料を免除とします。また、差替え及び再発行は全て当社を通じて行うものとします。

1. 全部 10万円（軽自動車の返納証明書を含む）
（当社の裁定により実費が加算される場合があります。）
2. 一部
 - ① 印鑑証明 5万円
 - ② 委任状、譲渡書、住民票、謄本など 各1点につき 3万円
 - ③ 軽自動車OCRシート、申請依頼書、各1点につき 3万円（上記手数料に当社が領収書等で確認し、相当と認めた費用が加算される場合があります。）

第10条 名義変更

1. 落札車輛の名義変更期限は、取引起算日の翌月末日とします。
2. 落札店による名義変更完了の届出期限は取引起算日の翌々月4日とし、その届出方法は車検証の「写し」をオークション会場（JAA、HAA）に提出することとします。尚、FAXによる提出の場合は、落札店の責任において当社に対し受領確認を行うものとし、当社が到着を確認した時点で届出の完了とします。また、名義変更の届出期限が当社休業日の場合は、翌営業日を届出期限とします。

第11条 自動車税相当額

1. 落札店より預かる登録ナンバー付き車の自動車税相当額は、月単位とし次表の通り取引起算日の翌月を起算とする残月分相当額とします。（軽自動車は、一律年間1万円とします。）

開催月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
残月分	2ヶ月	1ヶ月	12ヶ月	11ヶ月	10ヶ月	9ヶ月

開催月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
残月分	8ヶ月	7ヶ月	6ヶ月	5ヶ月	4ヶ月	3ヶ月

2. 名義変更完了後、次のように自動車税相当額を清算します。移転登録の場合、落札店からの預かり額全額を出品店に支払います。

抹消登録の場合は以下による

抹消登録月	返金先	
	落札店	出品店
成約した取引起算日同月	預かり金の金額	0
成約した取引起算日翌月	1ヶ月差し引き残額	1ヶ月分

抹消登録が取引起算日の翌々月以降となった場合、取引起算日の翌月を基点とし抹消登録月までの月割額を落札店負担とし、出品店に支払います。また、軽自動車の税止めは必ず落札店の責任で行うこととします。尚、新年度の自動車税が前の名義人に請求された時は落札店で税止めの処置を怠ったものとし、自動車税の税止め処置が完了するまで自動車税を請求します。

第12条 自動車税相当額の集計と清算

1. 第11条2項に基づき、毎月末集計を行い、当社及びオークション会場（JAA、HAA）所定の手続きにて清算します。
2. 登録ナンバー付き車輛が移転登録後、移転登録日と同一年度内に抹消登録された場合、出品店は自動車税相当額の清算終了後であっても、当社が行う自動車税相当額の再清算に応じ、抹消登録日翌月から年度末までの月割自動車税相当額を落札店に支払うものとし、但し、当社は落札店が各会場に対し抹消登録日翌月5日までに電話等による申出の上に抹消膳本の提出を行った場合に限り、この再清算を行うものとします。

第13条 名義変更遅延の罰則

1. 落札店が第10条1項に定める名義変更期限に遅延した場合は、以下の取扱いとします。
 - ① 名義変更期限もしくは名義変更完了届出期限に遅延した場合、落札店は出品店に対し、名義変更遅延ペナルティとして1万円を支払うものとし、更に名義変更完了届出期限から7日経過毎に1万円を加

算します。

- ② 名義変更完了届出期限から7日を経過した場合、当社は落札店に対して名義変更確認費用として1万円を課すものとします。尚、名義変更確認費用の課金に関わらず、落札店は当社への名義変更完了届出の義務を負うものとします。
2. 名義変更期限が3月末日までの登録ナンバー付き車輛の名義変更実施が翌年度となり、前所有者に翌年度分自動車税の請求がされた場合、落札店は前項に定める名義変更遅延ペナルティに加え、さらに名義変更年度越えペナルティ1万円を出品店に支払うものとします。また、落札店は前所有者に請求された次年度分自動車税の相当額を負担するものとします。

第14条 自動車税未納、税止め不備の罰則

1. 成約車輛の車検満了日の前、1ヶ月以内に自動車税の未納が発覚し、落札店が継続検査を受けることができなかった場合、出品店は自動車税未納ペナルティ1万円を落札店に支払うものとします。(但し、自動車税納付期限内は除く) また、出品店は未納自動車税全額を負担するものとします。
2. 落札店が軽自動車税の税止め処理を怠り、旧所有者に翌年度分自動車税が請求された場合、落札店は税止め不備ペナルティ1万円を出品店に支払うものとします。

第15条 自動車税非課税または減税の車輛

成約車輛が自動車税非課税または減免の車輛で、移転登録時に登録の都道府県において月割自動車税の課金がされた場合、出品店は移転登録時に課税された月割自動車税相当を負担し、落札店に支払うものとします。この場合については第14条1項に定める自動車税未納ペナルティの対象としないものとします。

第16条 自動車損害賠償責任保険

自動車損害賠償責任保険の使用の本拠が沖縄県や離島で保険料が本土と異なり、追徴金が生じる場合、落札店からの取引起算日の翌月末日までの申告を条件に、出品店は落札店に追徴金を支払うものとします。

第17条 会場規約更新に伴う Quick × オークション規約変更に関して

各会場規約に変更があった場合は、原則として成約、落札会場の最新の会場規約を優先し、準用するものとします。

第1条 総則

1. 本規程は当社が主催する「Quick × オークション」におけるクレーム処理について定めるものである。
2. 落札店は掲載車両について掲載内容を十分に確認し、落札した際はクレーム申告期限内にお買上票と当該車両との差異がないか再度確認しなければならない。
3. クレームが発生した場合、当該車両の出品店・落札店は当社および各会場と協力してクレームの早期解決に努力しなければならない。

第2条 受付

1. 落札車両のクレーム受付は、申告期限日の営業時間内に申告されたものに限り。但し、期限日が事務所休業日の場合、翌営業日を期限日とします。
※クレーム申告期限日は、各会場規約に準じます。
2. 出品店との交渉はオークション会場（JAA、HAA）を通して行うものとします。
※営業時間：月曜日～土曜日 9：30～17：30
3. クレームの受付は、1台につき1回とします。但し、申告期限が異なる内容で当社が認めた場合はその限りではありません。
4. 天災地変により、落札店への車両到着が成約日含め5日を超える場合、落札店からの事前申告により申告期限の延長を認める場合があります。（当社判断による）
5. ワンチャンスストックコーナーに関しては、ワンチャンスストック規約のクレーム申告期間に準じます。

第3条 事実の確認

1. クレーム受付後、現状確認のために要する点検や見積り代等の費用は、落札店負担とします。
2. クレーム等が事実であった場合は出品店負担とし、事実でなかった場合は落札店負担とします。（陸送費・ディーラー見積り費用等）

第4条 裁定

1. クレームの解決に当たっては、当社及びオークション会場（JAA、HAA）が年式、走行距離等を考慮した総合的判断をもって裁定をおこないます。
2. 当社及びオークション会場（JAA、HAA）が裁定した結果については、如何なる場合も当事者はこれに従うものとします。
3. 裁定の種類は以下の通りとします。

① キャンセル

出品店が、成約料、落札料、往復陸送代、契約解除金、及び当社が認めたキャンセルに関わる実費相当額を負担するものとします。但し、契約解除金及び、実費相当額の負担の有無はクレームの内容により異なります。当社代行落札手数料は、契約解除金より差し引き、計算書へ計上します。

② 値引き

出品店は該当する車両代から値引き又は次週計算書で金額を減額されるものとし、落札店は次週計算書に計上されます。

③ 部品支給

出品店は裁定結果による部品を落札店に支給するものとします。部品は中古品を基準とし、支給前に出品店の責任において正常なものと確認し支給する事とします。この場合、落札店は現物到着後速や

かに確認を行う事とします。

④ ノークレーム

申告内容、点検結果等において処理基準にあてはまらない場合は、クレームとして認めないものとします。また、不具合でメーカー保証が有効な場合はそれを優先とします。

第5条 処理基準

1. 落札店によるキャンセル可能なクレーム内容、申告期限及び出品店賠償額は各オークション会場規約に準用します。

※詳細は、各会場の各コーナー規約をご参照ください。

本規約は平成 28 年 3 月 1 日施行する。